平成19年5月9日 選挙管理委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第194条の規定により、 秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

- 第2条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)の選挙は、委員会の委員(以下「委員」という。)の単記無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって 当選者とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選者を定める。
- 2 前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

(委員長の任期)

- 第3条 委員長の任期は、委員の任期による。
- 2 委員長が委員を辞したとき、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けるに 至ったときは、委員長の選挙は、速やかにこれを行う。

(委員長の職務代理者)

- 第4条 委員長は、委員会の同意を得て、委員長の職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。
- 2 委員長及び前項に定める委員長の職務代理者が共にいないときは、仮委員長が委員長 の職務を行うものとする。この場合において、仮委員長は、年長の委員をもってこれに 充てる。

(委員及び委員長の退職)

- 第5条 委員が辞任しようとするときは、辞職願を委員長に提出しなければならない。
- 2 委員長の辞職願は、委員長の職務代理者に提出しなければならない。

(委員長及び委員の氏名等の告示)

第6条 委員会は、委員長及び委員長の職務代理者が定まったとき又は委員に異動があったときは、その旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

- 第7条 委員会招集の通知は、委員に対する告知による。
- 2 前項の告知には、招集の日時、場所及び付議すべき事件を付記しなければならない。
- 3 委員会の開会中に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。
- 4 委員が委員会の招集を請求するときは、付議すべき事件にその説明を付記した文書を 委員長に提出しなければならない。

(欠席の届出)

第8条 委員会に出席することができないときは、開会前に、委員長にあらかじめその旨 を届け出なければならない。 (関係者の出席と説明の聴取)

第9条 委員会が必要と認めるときは、秋田県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の長又は関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録の調製)

第10条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(会議)

- 第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、3人以上の委員(議長である委員を含む。次項において同じ。)が 出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の会議の運営について必要な事項は、委員長が委 員会に諮って定める。

(委員長の担任事務)

- 第12条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次に掲げるところによる。
 - (1) 委員会に議案を提出し、その議決を執行すること。
 - (2) 公印及び書類の保管に関すること。
 - (3) 書記長、書記その他の職員の任免及び服務に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決)

- 第13条 委員会の権限に属する事件で、その議決により特に指定したものは、委員長に おいて専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会 に報告しなければならない。

(書記長、書記その他の職員)

- 第14条 委員会に書記長、書記その他の職員を置く。
- 2 書記長は、委員長の命を受け、委員会の事務を掌理する。
- 3 書記その他の職員は、上司の命を受け、委員会の事務に従事する。 (専決)
- 第15条 委員長は、その権限に属する事務の一部を書記長に専決させることができる。
- 2 前項の事務専決については、秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程(平成19 年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号)の例による。この場合において、書記長 は局長、課長及び財務担当課長の専決事項を専決するものとする。
- 3 書記長は、前項の規定により専決する事項のほか、委員長が特に指定した事項について、専決できるものとする。

(文書の取扱い)

第16条 文書の取扱い及び処理については、秋田県後期高齢者医療広域連合文書規程

(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第3号)の例による。 (告示)

第17条 委員会の告示は、秋田県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年秋田 県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の例による。

(公印の種類及び保管者)

第18条 公印の種類及び保管者は、次の表のとおりとする。

公印の種類	公印保管者		
秋田県後期高齢者医療広域	選挙管理委員会の書記長		
連合選挙管理委員会之印			
秋田県後期高齢者医療広域			
連合選挙管理委員会委員長	選挙管理委員会の書記長		
之印			
秋田県後期高齢者医療広域			
連合選挙管理委員会委員長	選挙管理委員会の書記長		
職務代理者之印			

(公印のひな形及び寸法)

第19条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第20条 この規程に定めるもののほか、秋田県後期高齢者医療広域連合公印規則(平成 19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第7号)の例による。 (その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この訓令は、平成19年5月9日から施行する。

別表(第19条関係)

名称	書体	形状	寸法	ひな形	個数
秋田県後期高齢者医療広域 連合選挙管理委員会之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋 田 県 後 選 選 番 音 と 選 番 貴 会	1
秋田県後期高齢者医療広域 連合選挙管理委員会委員長 之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋 田 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 選挙管理委員会 委 員 長 之 印	1
秋田県後期高齢者医療広域 連合選挙管理委員会委員長 職務代理者之印	てん書体	正方形	方 18mm	秋田県後期高齢 者医療広域連合 選挙管理委員会 委員長職務代理 者 之 印	1